

板橋区いじめ防止対策基本方針

いじめをさせない、見逃さない、許さない街づくり

令和8年8月改訂

板橋区

目 次

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方	1
（1）基本理念と、基本方針の3本柱	1
（2）いじめの定義	2
（3）区における「子ども」についての考え方	2
①就学前の子ども	2
②板橋区の子ども	3
（4）いじめの禁止	3
（5）いじめ問題への基本的な考え方	3
①いじめを生まない、許さない学校づくり	3
②子どもをいじめから守り通し、子どものいじめ解決に向けた行動を促す	3
③教員の指導力向上と組織的対応	3
④保護者・地域・関係機関と連携した取組	3
2 いじめ防止等に関する取組	4
（1）区及び教育委員会における取組	4
①いじめの防止等に関する取組	4
②組織の設置	4
③その他	5
（2）学校における取組	5
①学校いじめ防止基本方針の策定	5
②組織的対応の推進	5
③学校におけるいじめの防止等に関する取組	6
資料	8
重大事態発生後の対応フロー	8
いじめ防止対策推進法	11
東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例	17
板橋区いじめ問題対策連絡協議会規則	21
板橋区教育委員会いじめ問題等専門委員会規則	23

1 いじめ防止等に関する基本的考え方

(1) 基本理念と、基本方針の3本柱

板橋区では、東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例（平成26年板橋区条例第23号）第3条に規定されている基本理念に基づき、かけがえのない存在である子ども一人ひとりが、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめ問題の克服に向けた対策に、強い決意で組織的に取り組んでいく。

基本理念

- 1 区及び区民は、いじめがどの子どもにも起こりうる問題であることに鑑み、子どもが元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめの未然防止等に向けた環境づくりに取り組むものとする。
- 2 区、区民及び関係機関等は、いじめの未然防止等のため、相互に連携、協力及び協働（以下「連携等」という。）をし、保護者が、いじめを行うことのないように子どもを養育できる環境づくりに取り組むものとする。
- 3 区、学校、保護者、区民及び関係機関等は、いじめの未然防止等のため、相互に連携等をし、子どもが安心して生活し、健やかに成長することができる環境づくりに取り組み、区全体でいじめの問題を克服することを目指すものとする。

（東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例第3条）

この基本理念に基づき、区の基本方針の柱は以下の3点とし、学校・保護者・区民・関係諸機関等とが互いの連携の下、各々の責務や役割に応じて施策を講ずるものとする。

基本方針の3本柱

- 1 いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの未然防止に取り組む。
- 2 いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるとの認識に立ち、いじめの早期発見に取り組む。
- 3 いじめは、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとの認識に立ち、いじめの早期対応に組み、早期解決を図る。

(2) いじめの定義

① いじめの定義（東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例第2条）

子どもに対して、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

② いじめ重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

③ いじめ解消について（いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日文科科学省 最終改定））

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(3) 区における「子ども」についての考え方

東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例の対象となる子どもは、第2条で規定されている①板橋区に在住している ②板橋区内の学校・幼稚園・保育所に在籍しているいずれかの条件に合致する者のうち満4歳から18歳までの者である。

① 就学前の子ども

いじめ防止対策推進法では対象となっていない就学前の幼稚園及び保育所においても、将来的に「いじめの芽」を摘んでいくことにつながることから、就学前の幼児に対しても東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例を適用している。

② 板橋区の子ども

学校法人等が設置者となっている学校及び東京都立学校については東京都知事の管轄下のため、東京都いじめ防止対策推進条例の適用を受けることとなっている。ただし、板橋区にある学校に在籍している子どもに対しては、「板橋区の子ども」として、区はその責務を負う。

(4) いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた子どもの心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての子どもは、いじめを行ってはならない。
(いじめ防止対策推進法 第1条及び第4条)

(5) いじめ問題への基本的な考え方

① いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうると考え、道徳の授業、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、子どもがいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

② 子どもをいじめから守り通し、子どものいじめ解決に向けた行動を促す

いじめられた子どもを組織的に守り通す取組を徹底する。また、勇気をもって教員、保護者等に伝えた子どもを守り通すとともに、周囲の子どものいじめ解決に向けた発信を促すための子どもによる主体的な取組を支援する。

③ 教員の指導力向上と組織的対応

個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

④ 保護者・地域・関係機関と連携した取組

保護者は、その保護する子どもに対して、規範意識を養う指導などに努めるとともに、子どもをいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

2 いじめ防止等に関する取組

(1) 区及び教育委員会における取組

① いじめの防止等に関する取組

ア 相談体制の整備

来所、電話、メールなど多様な相談窓口を確保し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる対応や教育支援センターの学校相談など子ども・保護者が相談できる体制を整備する。

イ 関係機関等と連携した取組の推進

児童館、学童クラブ、福祉・医療機関、民生・児童委員、その他の関係機関などと連携し、取組を推進する。

ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の研修の充実、養護教諭その他の教職員の配置、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの確保を図るとともに、法的な見地から対応方法について助言をもらうなど、専門的知識を有する者（スクールロイヤー等）を活用する。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

情報モラル教育の充実及び子どもやその保護者に対する啓発活動を行う。また、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロール等を実施し、いじめ問題となりうる情報に対する監視や不適切な書き込み等が発見された場合は、学校と連携して適切な対応を行う。

オ 啓発活動

いじめの防止等のための広報、その他の啓発活動を推進する。

カ いじめの防止等のための調査研究の実施

いじめの防止等のための調査研究、検証などを行い、その結果を普及する。

など

② 組織の設置

ア 板橋区いじめ問題対策連絡協議会

区は、「板橋区いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。板橋区いじめ問題対策連絡協議会は、定期的に区民に対して、いじめの未然防止等に係る活動状況等についての報告を行う。なお、板橋区いじめ問題対策連絡協議会は板橋区長をその長とし、総務部、福祉部、子ども家庭部、健康生きがい部、学校、教育委員会事務局並びに医療、就労、法曹、警察等の子どもの健全育成に係る関係機関等及び区民をもって構成する。

イ 板橋区いじめ問題等専門委員会

教育委員会は、「板橋区いじめ問題等専門委員会」を附属機関として設置する。

板橋区いじめ問題等専門委員会は、定期的に板橋区いじめ問題対策連絡協議会に対して、いじめの未然防止等に係る活動状況等についての報告を行う。なお、板橋区いじめ問題等専門委員会は、①学識経験を有する者、②法律、心理、医療、福祉等に関する専門的な知識を有する者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

ウ 重大事態にかかる調査組織

板橋区いじめ問題等専門委員会は、重大事態が発生した場合の教育委員会としての調査組織を基本的に兼ねるものとするが、状況に応じて専門的知識及び経験を有する者等を加えて構成する。

なお、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者を除いた構成員で調査に当たり、当該調査の公平性・中立性を確保する。

エ 板橋区いじめの重大事態再調査委員会

学校で発生した、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に関し、区長が行う調査を実施するため、板橋区いじめの重大事態再調査委員会を設置する。再調査委員会の委員は、いじめの問題に対して知識・経験を有し、重大事態の関係者又はこれらの者と直接の人的関係若しくは特別の利害関係を有する者を除いて構成し、当該調査の公平性・中立性を確保する。

③ その他

教育委員会は、板橋区いじめ防止対策基本方針に基づく取組状況を点検し、その結果に基づいて評価し、必要に応じて見直しする。

(2) 学校における取組

① 学校いじめ防止基本方針の策定

板橋区立各学校（園）は、「板橋区いじめ防止対策基本方針」を参考にして、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

② 組織的対応の推進

ア いじめの防止等の対策のための組織の設置

各学校は、「学校いじめ防止等対策委員会」を設置する。「学校いじめ防止等対策委員会」の名称については、各学校において校長が定める。

学校いじめ防止等対策委員会は、スクールカウンセラーなどの専門家及び外部機関の専門家等を含めて、校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、教育相談担当教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭などで構成する。なお、内容・案件により、校長が実情に応じて定める。

イ 重大事態の対処等のための組織の設置等

重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、前項に示す「学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、学校運営連絡協議会委員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により「学校いじめ調査委員会」を設置し、調査を行う。「学校いじめ調査委員会」の名称については、各学校において校長が定める。

③ 学校におけるいじめの防止等に関する取組

ア 未然防止

- ・「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気为学校全体への醸成
- ・道德教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成
- ・子ども自らがいじめについて学び、主体的に考え、子ども自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- ・教職員間における「学校いじめ防止基本方針」の周知徹底や共通理解や校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- ・いじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動（「SNSルール」の策定」等）の推進
- ・電話連絡、家庭訪問や個人面談、学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力
- ・「SOSの出し方に関する教育」の実施

など

イ 早期発見

- ・教職員の「いじめ」等の定義に対する共通理解
- ・定期的なアンケート調査、相談箱の設置、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び子どもがいじめを訴えやすい体制の整備
- ・保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ・教職員全体によるいじめに関する情報の共有

など

ウ 早期対応

- ・いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない学校いじめ防止等対策委員会を中心とした速やかな組織対応
- ・いじめられた子ども及びいじめを知らせてきた子どもの安全の確保
- ・いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた子どもへの指導
- ・いじめを見ていた子どもが自分の問題として捉えられるようにする指導
- ・いじめられた子どもの保護者の相談窓口の周知や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用した保護者への支援・助言
- ・保護者会の開催などによる保護者との情報共有
- ・関係機関、専門家等との相談・連携
- ・いじめの解消の確認

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談など

エ いじめの解消の判断

- ・「いじめ解消について」に基づく正確な把握
- ・いじめを受けた子どもの状況を総合的に判断する組織的対応と学校長による判断
- ・いじめが解消に至っていない段階での被害の子どもへの安全・安心の確保
- ・いじめが解消に至るまで被害の子どもへの支援と支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランの確実な実行
- ・いじめ再発の可能性を踏まえた被害の子ども及び加害の子どもへの日常的な観察など

オ 重大事態への対処

- ・いじめられた子どもの安全の確保
- ・いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・関係機関、専門家等との相談・連携
- ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- ・重大事態の調査の実施、又は学校の設置者が行う調査への協力
- ・重大事態発生についての教育委員会及び区長への速やかな報告
- ・子ども及びその保護者等に対する調査に係る必要な情報の適切な提供
- ・子どもの生命に被害が生じた事態の調査結果の公表
- ・「重大事態」における組織的対応への理解

など

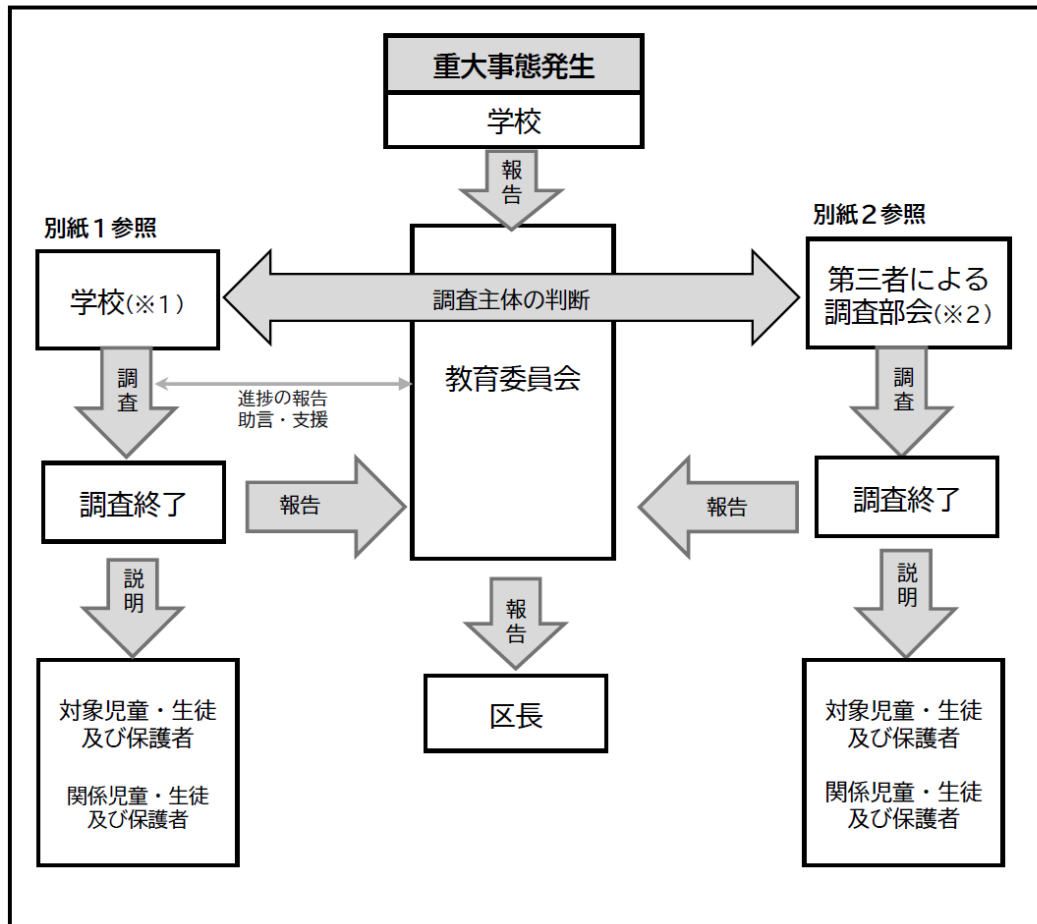
カ 学校基本方針の検証及び改善

- ・学校いじめ防止基本方針の内容の定期的な検討
- ・学校いじめ防止等対策委員会の主導による計画・実行・評価・改善
- ・いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートの実施
- ・学校いじめ防止等対策委員会によるいじめに関する取組の検証及び基本方針の改善

など

資料

【重大事態発生後の対応フロー】



【板橋区における重大事態対応について】

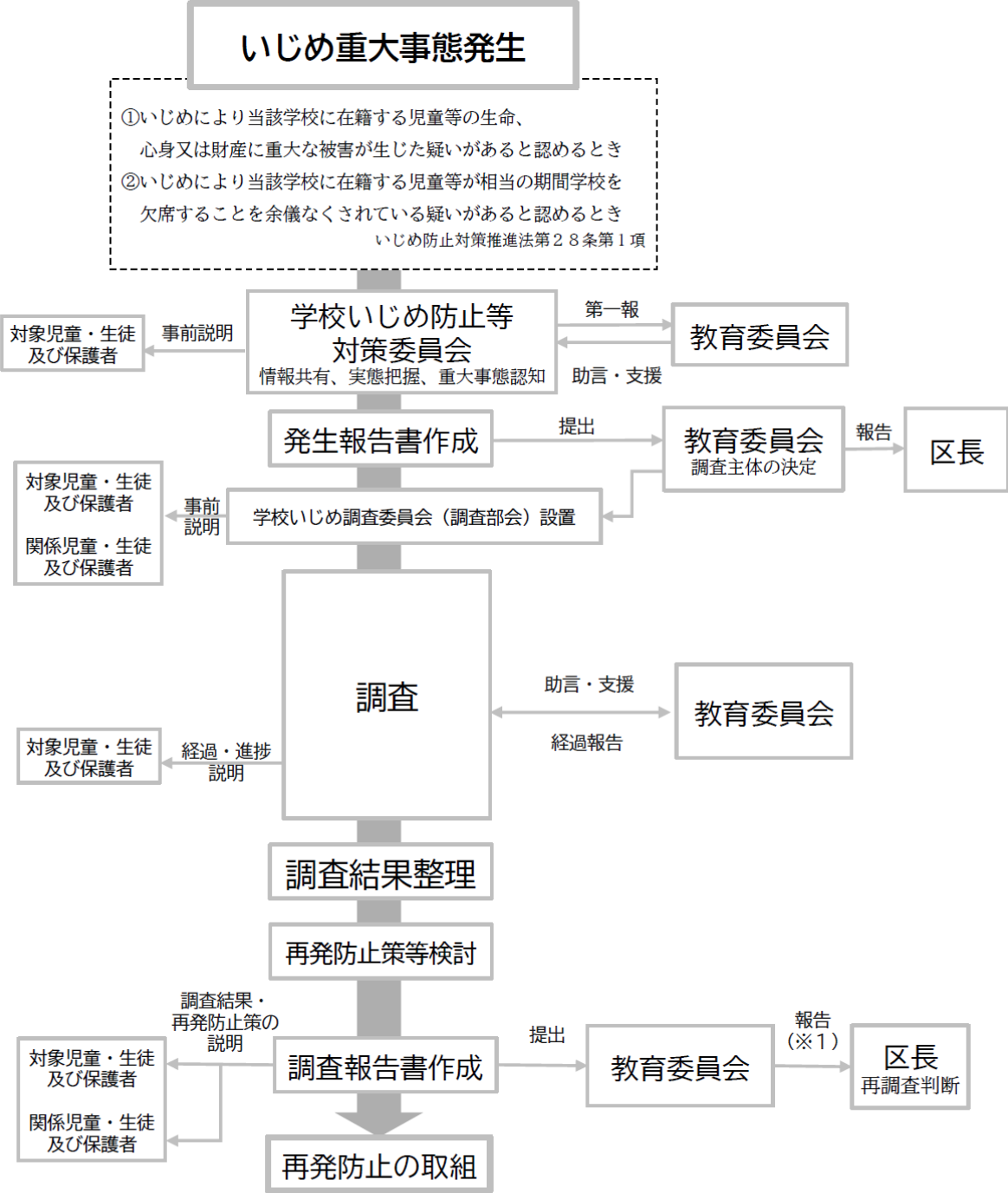
板橋区では、学校が調査することを基本としていますが、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省 令和6年8月改訂）」に準じ、法律、心理等の専門家を含む、第三者による調査部会で調査することがあります。

※1 弁護士等、学校職員以外の者が加わる場合があります。

※2 教育委員会方式（教育委員会職員の他、弁護士等の専門家が参画した調査組織）を採用する場合があります。

別紙 1

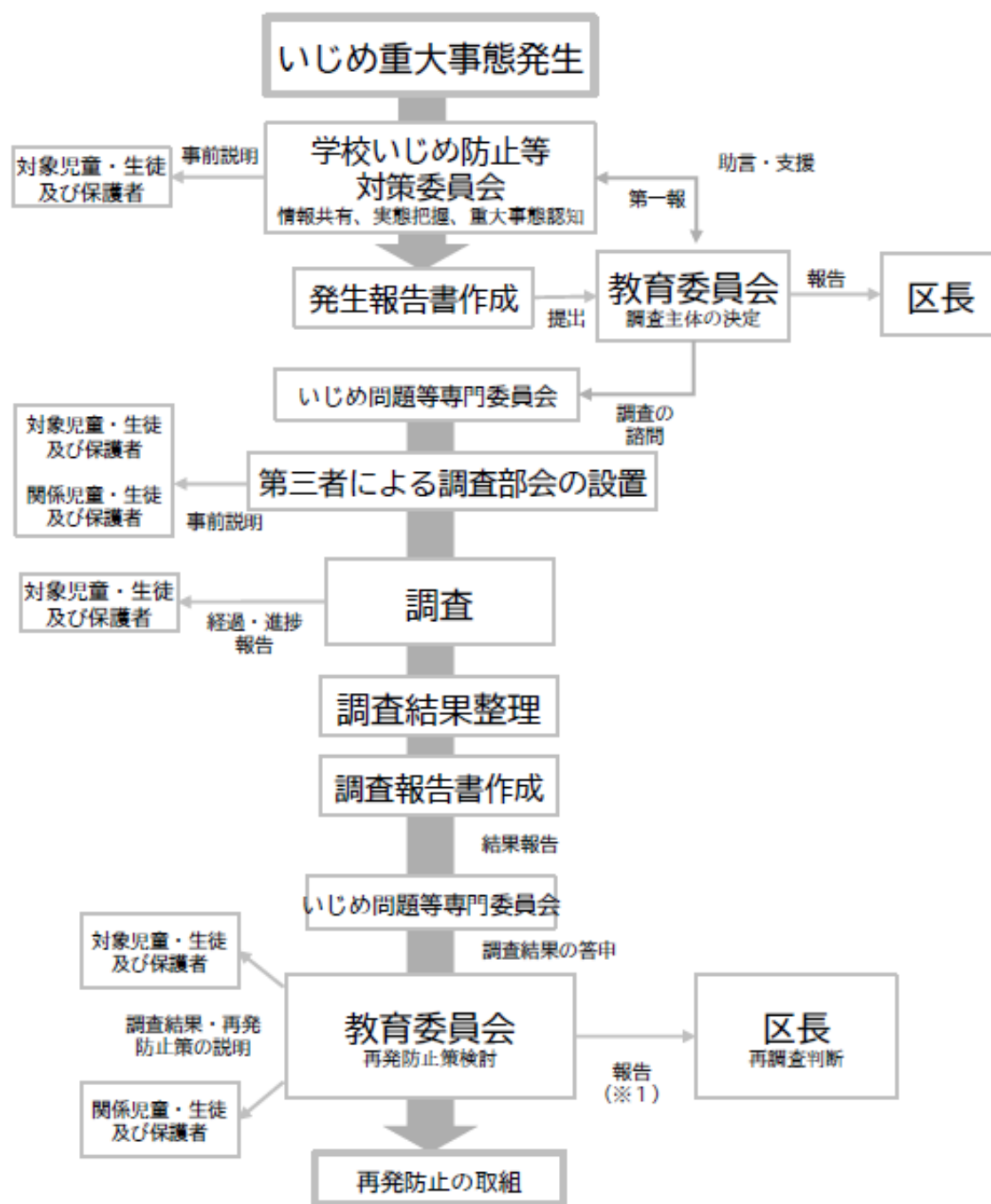
【学校で調査する場合の流れ】



※1 区長への報告の際に、対象児童・生徒保護者の意向があれば、所見書を併せて提出することができる。

別紙2

【第三者による調査部会で調査する場合の流れ】



※1 区長への報告の際に、対象児童・生徒保護者の意向があれば、所見書を併せて提出することができる。

いじめ防止対策推進法

〔平成25年法律第71号〕

〔文部科学大臣署名〕

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国

と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができ

る。

- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教

員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であつていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

- 3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、

いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく

されている疑いがあると認めるとき。

- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（国立大学に附属して設置される学校に係る対処）

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第三十条の二 第二十九条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項」とあるのは「地方

独立行政法人法第二百一十一条第一項」と読み替えるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第三十一条 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長(以下「認定地方公共団体の長」という。)に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人(構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。)が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)

第三十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村

に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

(学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

附 則（平成二六年六月二〇日法律第七六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年六月二四日法律第四六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年五月二〇日法律第四七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例

(平成26年6月30日板橋区条例第23号)

(目的)

第1条 この条例は、いじめが、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、東京都板橋区（以下「区」という。）におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解決（以下「いじめの未然防止等」という。）のための対策に関し、基本理念及び基本となる事項を定めることにより、いじめの未然防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって子どもの尊厳を保持し、子どもが安心して生活し健やかに成長できる環境づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子どもに対して、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 子ども 区内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所（以下この号において「学校等」という。）に在籍又は入所（以下この号において「在籍等」という。）をしている幼児、児童又は生徒（以下この号において「生徒等」という。）並びに区内に在住し、区外に所在する学校等に在籍等をしている生徒等及び区内に在住し、学校等に在籍等をしていない満19歳に満たない者のうち、満4歳以上の者をいう。
- (3) 保護者 子どもに対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人その他子どもを現に監護する者）をいう。
- (4) 学校 東京都板橋区立学校設置条例（昭和30年板橋区条例第9号）別表に掲げる小学校、中学校及び特別支援学校並びに東京都板橋区立幼稚園条例（昭和46年板橋区条例第27号）別表に掲げる幼稚園（以下「幼稚園」という。）並びに東京都板橋区立保育所条例（昭和36年板橋区条例第15号）別表第1に掲げる保育所（以下「保育所」という。）をいう。
- (5) 区民 区内に在住する者又は区内に通勤し、若しくは通学する者（第2号に規定する子どもを除く。）をいう。
- (6) 関係機関等 区内のいじめの未然防止等に関係する機関、団体及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 区及び区民は、いじめがどの子どもにも起こりうる問題であることに鑑み、子どもが元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめの未然防止等に向けた環境づくりに取り組むものとする。

- 2 区、区民及び関係機関等は、いじめの未然防止等のため、相互に連携、協力及び協働（以下「連携等」という。）をし、保護者が、いじめを行うことのないように子どもを養育できる環境づくりに取り組むものとする。
- 3 区、学校、保護者、区民及び関係機関等は、いじめの未然防止等のため、相互に連携等

をし、子どもが安心して生活し、健やかに成長することができる環境づくりに取り組み、区全体でいじめの問題を克服することを目指すものとする。

(区の責務)

第4条 区は、法第3条及び前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、学校、保護者、区民及び関係機関等と相互に連携等をし、いじめの未然防止等を図るための必要な体制を整備するとともに、必要な施策を講じなければならない。

2 区は、学校、保護者、区民及び関係機関等に対し、その責務及びいじめが子どもの心身に及ぼす影響、いじめの未然防止等の重要性、いじめに係る相談制度等について、必要な広報その他の啓発活動を行わなければならない。

3 区は、東京都板橋区あいキッズ条例（平成25年板橋区条例第44号）第1条に規定するあいキッズ（第10条第3項において「あいキッズ」という。）その他の子どもに係る事業を実施するに当たり、いじめの未然防止等を図るための必要な体制を整備するとともに、必要な施策を講じなければならない。

(学校の責務)

第5条 学校は、基本理念にのっとり、保護者、区民及び関係機関等と相互に連携等をし、学校の教職員及び保育士等のいじめの未然防止等に関する能力の向上並びに教職員及び保育士等相互の連携等を図り、学校全体でいじめの未然防止等に取り組まなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの教育について第一義的責任を有する者として、その保護する子どもに対し、いじめは行ってはならないことを十分に理解させるとともに、いじめを行うことがないように、必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する子どもが、他人を尊重し、大切にするように、子どもを養育するよう努めるものとする。

3 保護者は、区及び学校が講ずるいじめの未然防止等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(区民及び関係機関等の役割)

第7条 区民及び関係機関等は、基本理念にのっとり、地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行い、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 区民及び関係機関等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると認めた場合には、区、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 区は、いじめの未然防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(板橋区いじめ防止対策基本方針の策定)

第9条 区は、法第12条に基づき、区におけるいじめの未然防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（第11条第4項において「基本方針」という。）を定めるものとする。

(学校いじめ防止対策基本方針の策定等)

第10条 学校（保育所を除く。）は、法第13条に基づき、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの未然防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 保育所は、当該保育所におけるいじめの未然防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

3 区は、あいキッズにおけるいじめの未然防止等のための対策に関する基本的な方針を定

めるよう努めるものとする。

(板橋区いじめ問題対策連絡協議会等の設置)

第11条 区は、法第14条第1項に基づき、いじめの未然防止等に関する関係機関等の連携等を図るため、学校、東京都板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）、区内の警察署その他の関係機関等により構成される板橋区いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 連絡協議会は、活動状況等を定期的に区民に報告するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

4 前3項の規定を踏まえ、教育委員会と連絡協議会との円滑な連携等 の下に、基本方針に基づく区におけるいじめの未然防止等のための対策を実効的に行うため、学校、関係機関等により構成される板橋区いじめ問題等専門委員会（次項において「専門委員会」という。）を、法第14条第3項に規定する附属機関として、教育委員会に置く。

5 前項に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(関係機関等との連携等)

第12条 区は、いじめを受けた子ども又はその保護者に対する支援、いじめを行った子どもに対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの未然防止等のための対策が適切に行われるよう、学校、家庭、地域社会及び関係機関等の連携等の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめの未然防止等のための対策の推進)

第13条 区は、インターネットを通じて行われるいじめの未然防止等のための対策を推進するため、次の各号に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 学校（幼稚園及び保育所を除く。）に在籍する子どもがインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する施策

(2) 学校（幼稚園及び保育所を除く。）に在籍する子ども及びその保護者がインターネットを通じて行われるいじめの未然防止等をするために必要な教育及び啓発活動

(3) 前2号に掲げるもののほか、インターネットを通じて行われるいじめの未然防止等のための対策を推進するために必要な施策

(重大事態等への対処)

第14条 区及び学校は、学校において法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が生じた場合には、当該重大事態に対処するとともに、当該重大事態に係る事実関係を明確にするため、速やかに、教育委員会又は学校に組織を設け、調査を実施するものとする。

2 区及び学校（幼稚園及び保育所を除く。以下この項において同じ。）は、前項に規定する場合以外の場合であって、学校に在籍している児童又は生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が生じたときは、当該死亡事案に係る事実関係を明確にするため、速やかに、教育委員会又は学校に組織を設け、調査を実施するものとする。

3 前2項の組織に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第15条 区長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設置して調査を行う等の方法により、前条第1項の規定による調査の結果について調査を行うものとする。

2 前項の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

付 則（令和 8 年 6 月 30 日東京都板橋区条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

板橋区いじめ問題対策連絡協議会規則

(平成 26 年 10 月 22 日東京都板橋区規則第 50 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例（平成 26 年板橋区条例第 23 号。以下「条例」という。）第 11 条第 3 項の規定に基づき、板橋区いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和 2 年規則 60 号〕

(所掌事項)

第 2 条 連絡協議会は、次に掲げる事項について協議し、及び調査する。

- (1) 条例第 2 条第 2 号に規定する子どもに対するいじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解決（以下「いじめの未然防止等」という。）のための対策の推進に関する事項
- (2) 条例第 2 条第 5 号に規定する区民及び同条第 6 号に規定する関係機関等（以下「関係機関等」という。）に関する事項
- (3) その他いじめの未然防止等のための対策の推進に必要な事項

(構成)

第 3 条 連絡協議会は、会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、区長をもって充てる。

3 委員は次に掲げる者の中から、区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 法曹関係者
- (4) 学校関係者
- (5) 保護者代表者
- (6) 地域代表者
- (7) 関係機関等の職員
- (8) 区職員

4 前項の委員の総数は、40 人以内とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 会長は、連絡協議会を代表し、会議を主宰する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 連絡協議会は、会長が招集する。

2 連絡協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 7 条 連絡協議会の庶務は、総務部総務課及び教育委員会事務局教育総務課において処理する。

一部改正〔平成 27 年規則 21 号・令和 2 年 60 号〕

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、連絡協議会が定める。

一部改正〔令和 2 年規則 60 号〕

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 27 年 3 月 31 日東京都板橋区規則第 21 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 2 年 7 月 3 日東京都板橋区規則第 60 号)

この規則は、公布の日から施行する。

板橋区教育委員会いじめ問題等専門委員会規則

(平成 26 年 9 月 30 日東京都板橋区教育委員会規則第 8 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例（平成 26 年板橋区条例第 23 号。以下「条例」という。）第 11 条第 4 項の規定に基づき、板橋区いじめ問題等専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 専門委員会は、板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）と板橋区いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携等の下に、条例第 2 条第 1 項第 2 号に定める子どもに対するいじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解決（以下「いじめの未然防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の推進について、審議する。

2 専門委員会は、教育委員会及び条例第 2 条第 4 項に定める学校（以下「学校」という。）のいじめの未然防止等のための対策の推進等について、必要があると認めるときは、教育委員会及び学校に対して意見を述べることができる。

3 専門委員会は、学校においていじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条第 1 項に規定する重大事態が発生した場合には、教育委員会からの諮問に応じ、条例第 14 条第 1 項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に答申するものとする。

4 専門委員会は、前項に規定する場合以外の場合であって、学校（幼稚園及び保育所を除く。）に在籍している児童又は生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が発生したときは、教育委員会からの諮問に応じ、条例第 14 条第 2 項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 専門委員会は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 法律、心理、医療、福祉等に関する専門的な知識を有する者

2 前項の委員の総数は、7 人以内とする。

3 前 2 項に定めるもののほか、教育委員会は、必要と認める者を委員として委嘱し、又は任命することができる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第 3 項の規定により委嘱し、又は任命する委員の任期については、教育委員会が別に定める。

(委員長)

第 5 条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第6条 専門委員会は、委員長が招集する。

2 専門委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 専門委員会は、出席委員の過半数で議決したときは、第2条第3項及び第4項に規定する調査に係る会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(意見等聴取)

第7条 専門委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

(専門調査員)

第8条 専門委員会は、専門事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

(調査部会)

第9条 専門委員会は、第2条第3項及び第4項に規定する調査を行うため、調査部会を置くことができる。

2 調査部会は、委員及び専門調査員の中から委員長が指名する3名以上の者をもって構成する。

3 調査部会に部会長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。

4 部会長は、調査を掌理し、調査の経過及び結果を専門委員会へ報告する。

(秘密の保持)

第10条 委員及び専門調査員は、審議、調査等において知り得た秘密を漏らしてはならない。委員又は専門調査員を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 専門委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会教育長が定める。

付 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

付 則 (令和2年10月29日東京都板橋区教育委員会規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和6年3月13日東京都板橋区教育委員会規則第4号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

付 則 (令和8年7月9日東京都板橋区教育委員会規則第17号)

この規則は、令和8年7月9日から施行する。